［新設］

第五章の二　無線設備等保守規程の認定の手続

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六　法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

一　無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名

二　無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要

三　無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要

四　無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値

五　無線設備等の点検その他の保守の実施方法

六　無線設備等の点検その他の保守の間隔

七　無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要

八　無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要

九　無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

2　前項の申請書の様式は、別表第五号の十二のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

第二十五条の二十七　法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2　前項の申請書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八　法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

（無線設備等保守規程認定書の交付）

第二十五条の二十九　法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第五号の十四の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

2　認定免許人は、前項の無線設備等保守規程認定書に変更を生じたときは、その無線設備等保守規程認定書を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

（無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知）

第二十五条の三十　法第七十条の五の二第一項の認定の申請を審査した結果により認定を拒否したときは、申請者に対しその旨及び理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。

（無線設備等保守規程の廃止の届出）

第二十五条の三十一　法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人（以下「認定免許人」という。）は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。